【公開版】

日本原燃株式会社				
資料番号	換気 00-02 <u>R 2</u>			
提出年月日	令和3年12月16日			

### 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開(換気) (MOX燃料加工施設)

#### 1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 23 条換気設備」に関 して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足 説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

#### 2. 本資料の構成

- 「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - ▶ 別紙1:基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計 方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図 る。
  - ▶ 別紙2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の 展開

基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への 展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの 対象設備を展開する。

- 別紙3:基本設計方針の添付書類への展開 基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書 類単位で記載すべき事項を展開する。
- > 別紙4:添付書類の発電炉との比較 添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉 と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がない かを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差がある ことが明らかな項目は比較対象としない(概要などは比較対象 外)。
- ▶ 別紙5:補足説明すべき項目の抽出 基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足 が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較 を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべ きものを抽出する。
- ▶ 別紙6:変更前記載事項の既設工認等との紐づけ 基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを 示す。

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

#### 換気00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(換気)】

	別紙			備考
資料No.	名称	提出日	Rev	<b>湘</b>
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	12/16	<u>2</u>	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	12/16	<u>2</u>	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	8/26	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	8/26	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	8/26	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	8/26	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

(1/1)

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

備考

#### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備)

#### 技術基準規則

#### (換気設備)

第二十三条 加工施設内の核燃 料物質等により汚染された空気 による放射線障害を防止する必 要がある場所には、次に掲げる ところにより換気設備が設けら れていなければならない。

一 放射線障害を防止するため に必要な換気能力を有するもの であること。①, ②, ③, ③

#### (当社の記載)

<不一致の理由>

当社の換気設備特有の設備構成に関 する記載。

#### (当社の記載)

<不一致の理由> 事業変更許可申請書から基本設計方 針として展開すべき設計方針として 記載。

#### 【許可からの変更点等】

「グローブボックス等」について対 象を明確にした。

#### (当社の記載)

<不一致の理由>

事業変更許可申請書から基本設計方 針として展開すべき設計方針として 記載。

設工認申請書 基本設計方針

#### 第2章 個別項目

5. 放射性物質の廃棄施設

#### 5.2 換気設備

換気設備の設計に係る共通的な設計方 針については、第1章 共通項目の「4.閉 じ込めの機能」,「5.火災等による損傷 の防止」、「8.1安全機能を有する施設」 に基づくものとする。 8, 9, 11, 12

また、換気設備の外部電源喪失に係る 設計方針については、第2章 個別項目 の「7.3 所内電源設備」に基づくものと する。<br/>
①

換気設備は, グローブボックス排気設 備, 工程室排気設備, 建屋排気設備, 給 気設備及び窒素循環設備で構成する。③

#### 【許可からの変更点等】

事業変更許可申請書から基本設計方 針に展開する上での記載の適正化。

建屋排気設備、工程室排気設備、グロ ーブボックス排気設備, 給気設備及び窒 素循環設備は燃料加工建屋内に収納する 設計とする。①-1

- (a) グローブボックス又はグローブボッ クスと同等の閉じ込め機能を有する焼結 炉, スタック乾燥装置及び小規模焼結処 理装置(以下,「グローブボックス等」 という。)は、グローブボックス排気設 備と組み合わせ, 負圧を維持すること で、核燃料物質等の漏えいを防止する設 計とする。①-2
- (b) 工程室は,工程室排気設備と組み合 わせ、負圧を維持することで核燃料物質 等の漏えいの拡大を防止する設計とす る。①-2
- (c)燃料加工建屋は、建屋排気設備と組 み合わせ, 負圧を維持することで核燃料 物質等の漏えいの拡大を防止する設計と する。①-2

#### 事業変更許可申請書 本文

- 三. 加工施設の位置、構造及び設備並び イ. 安全設計 に加工の方法
- ロ. 加工施設の一般構造
- (ハ)核燃料物質の閉じ込めに関する構造 安全機能を有する施設は,以下のと おり, 放射性物質を限定された区域に 適切に閉じ込める設計とする。□
- (1) 核燃料物質及び核燃料物質によ って汚染された物(以下「核燃料 物質等」という。)は、混合酸化 物貯蔵容器,燃料棒等に封入した 状態で取り扱うか, MOX粉末, グリーンペレット,ペレットにつ いてはグローブボックス又はグロ ーブボックスと同等の閉じ込め機 能を有する焼結炉、スタック乾燥 装置及び小規模焼結処理装置(以 下「グローブボックス等」とい う。), ウラン粉末は取扱量等に 応じてグローブボックス又はオー プンポートボックスで,放射性廃 棄物のサンプリング試料等はフー ドで取り扱う設計とする。□
- (2) グローブボックス等は、グロー ブボックス排気設備により負圧に 維持し、オープンポートボックス 及びフードは、グローブボックス 排気設備により開口部からの空気 流入風速を確保する設計とする。 また, グローブ1個が破損した場 合でもグローブポートの開口部に おける空気流入風速を設定値以上 に維持する設計とする。②
- (3) MOX粉末を取り扱うグローブ ボックスは,以下の設計を講じ る。2
- ① 粉末容器の落下又は転倒により 閉じ込め機能を損なわないよう, 内装機器の架台等による干渉や容 器を取り扱う機器とパネルの間の 距離の確保により,落下又は転倒 した粉末容器が, グローブボック スのパネルに直接衝突することが ない設計とする。2
- ② グローブボックス内に粉末容器 以外の重量物を取り扱うクレーン 等の機器及び当該グローブボック

事業変更許可申請書 添付書類五

(ロ)安全を有する施設

#### (3)閉じ込めの機能

安全機能を有する施設は, 放射性物 質を限定された区域に適切に閉じ込め るために、系統、機器、グローブボッ クス等に放射性物質を閉じ込める設計 とする。◆

MOX燃料加工施設において、核燃 料物質及び核燃料物質によって汚染さ れたもの(以下「核燃料物質等」とい う。) は、混合酸化物貯蔵容器、燃料 棒等に封入した状態で取り扱うか, M O X 粉末, グリーンペレット, ペレッ トについてはグローブボックス又はグ ローブボックスと同等の閉じ込め機能 を有する焼結炉、スタック乾燥装置及 び小規模焼結処理装置(以下「グロー ブボックス等」という。), ウラン粉 末は取扱量等に応じてグローブボック ス又はオープンポートボックスで,放 射性廃棄物のサンプリング試料等はフ ードで取り扱う設計とする。◆

グローブボックス等は,グローブボ ックス排気設備により負圧に維持し, オープンポートボックス及びフード は、グローブボックス排気設備により 開口部からの空気流入風速を確保する 設計とする。また、グローブ1個が破 損した場合でもグローブポートの開口 部における空気流入風速を設定値以上 に維持する設計とする。◆

また、MOX粉末を取り扱うグロー ブボックスは、粉末容器の落下又は転 倒により閉じ込め機能を損なわないよ う,内装機器の架台等による干渉や容 器を取り扱う機器とパネルの間の距離 の確保により, 落下又は転倒した粉末 容器が、グローブボックスのパネルに 直接衝突することがない設計とすると ともに, グローブボックス内に粉末容 器以外の重量物を取り扱うクレーン等 の機器及び当該グローブボックス外側 近傍に重量物を取り扱うクレーン等の 機器を設置しないことにより、重量物 の落下により閉じ込め機能に影響を及 ぼさない設計とする。◆, ◆

### 【凡例】

下線:基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐付け)

波線:基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング:基本設計方針に記載しない事項

発電炉設工認 基本設計方針

黄色ハッチング:発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所

通常運転時,運転時の異常な過渡変化時 及び設計基準事故時において, 放射線障害 を防止するため, 発電所従業員に新鮮な空 気を送るとともに,空気中の放射性物質の 除去・低減が可能な換気設備を設ける。

#### (発電炉の記載)

<不一致の理由>

従業員に対する新鮮な空気の供給及び放射性物 質の除去・低減については、技術基準規則及び 事業変更許可申請書における換気設備の機能と しての要求が無いため。

③ (P13 から)

⑨ (P21 から)

① (P19, 22 から)

① (P20, 22 から)

① (P20, 22 から)

⑧ (P2, 3, 19, 22 から)

(発電炉の記載) <不一致の理由>

当社の放射性物質の廃棄施設における 機能であるため。

換気設備は、放射性物質による汚染の可 能性からみて区域を分け、それぞれ別系統 とし,清浄区域に新鮮な空気を供給して, 汚染の可能性のある区域に向って流れるよ うにし、排気は適切なフィルタを通して行 う。また、各換気系統は、その容量が区域 <mark>及び部屋の必要な換気</mark>並びに除熱<mark>を十分行</mark> える設計とする。

#### (発電炉の記載)

<不一致の理由>

当社における送排風機の容量は、除熱のため に必要な風量を考慮して設計されているもの の、技術基準に基づき、換気設備は放射線障 害を防止するための手段として負圧維持,漏 えい防止及び逆流防止を目的として設置して おり、除熱を目的にはしておらず、位置づけ に関して発電炉と相違があるため当社の記載 と一致していない。

①-1 (P19から)

①-2 (P14 から)

①-2 (P14 から)

①-2 (P14 から)

#### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (2 / 25)

#### 技術基準規則

核燃料物質等により汚染さ れた空気が逆流するおそれがな い構造であること。④,⑤

#### 【許可からの変更点等】

当社における排風機の容量に関する 設計方針として新規に記載。

> 【許可からの変更点等】 主語を換気設備である建屋排気設 備及びグローブボックス排気設備 に書き換えたことによる相違。燃 料集合体貯蔵設備等の「等」につ いては, 貯蔵施設の例示であり, 第十七条「核燃料物質の貯蔵施 設」の基本設計方針にて記載す

三 ろ過装置を設ける場合にあ っては、ろ過装置の機能が適切 に維持し得るものであり、か つ、ろ過装置の核燃料物質等に よる汚染の除去又はろ過装置の 取替えが容易な構造であるこ と。⑥、⑦

【許可からの変更点等】 対象となる送排風機を設置する設 備を明確化。

(当社の記載) <不一致の理由> 当社特有の設備に対する設計上の 考慮として記載するため。

【許可からの変更点等】 送排風機を順次起動させる目的を 追記.

【許可からの変更点等】 窒素循環ファンを設置する設備を 明確化。

#### 設工認申請書 基本設計方針

グローブボックス排気設備、工程室排 気設備及び建屋排気設備の排風機は,ク ローブボックス等、工程室及び燃料加工 建屋の負圧維持に必要な換気能力を有す <mark>る設計とする。</mark>①

建屋排気設備及びグローブボックス排 気設備は、燃料集合体貯蔵設備等の崩壊 熱を適切に除去できる設計とする。 13

#### (当社の記載)

<不一致の理由> MOX 燃料加工施設の設備及び冷却方法 と発電炉の貯蔵施設の設備及び冷却方 法が異なるため。

換気設備は、排気ダクトをフランジ又 <mark>は溶接で接続する構造とし,</mark>高性能エア フィルタ、<mark>排風機及び逆止ダンパを設け</mark> て、核燃料物質等が漏えいしにくく、か <mark>つ逆流しにくい設計とする。</mark>⑤

#### (当社の記載)

<不一致の理由>

当社の換気設備においては、高性能エアフィル タを用いた核燃料物質等の除去による漏えい防 止及び逆流防止を行うため。

グローブボックスの給気口には、高性 能エアフィルタを設置し、グローブボッ クス内の核燃料物質等が室内に漏えいし にくい設計とする。⑥

#### (当社の記載)

<不一致の理由>

当社の特有の設備に関する記載であ るため。

グローブボックス排気設備, 工程室排 気設備及び建屋排気設備の排風機並びに 給気設備の送風機は、グローブボックス 排風機, 工程室排風機, 建屋排風機, 送 風機の順で起動する機構を設けること で,燃料加工建屋,工程室,グローブボ ックス等の順に負圧を低くすることによ り、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止 する設計とする。①-3

なお、窒素循環設備の窒素循環ファン は,グローブボックス排風機の運転後に 起動する機構を設ける設計とする。①-3

#### 事業変更許可申請書 本文

ス外側近傍に重量物を取り扱うク レーン等の機器を設置しないこと により, 重量物の落下により閉じ 込め機能に影響を及ぼさない設計 とする。4

- (4) 核燃料物質等が漏えいした場合 においても, 工程室(非密封のM OXを取り扱う設備・機器を収納 するグローブボックス等を直接収 納する部屋及び当該部屋から廊下 への汚染拡大防止を目的として設 ける部屋並びにそれらの部屋を介 してのみ出入りする部屋をいう。 以下同じ。)及び燃料加工建屋内 に保持することができる設計とす る。3
- (5) 工程室は工程室排気設備,燃料 加工建屋は建屋排気設備により, 燃料加工建屋、工程室、グローブ ボックス等の順に負圧を低くする ことで, 核燃料物質等の漏えいの 拡大を防止する設計とする。③
- (6)核燃料物質等を限定された区域に適 切に閉じ込めるため、核燃料物質等の 漏えいに対する措置等として,以下の 設計を講じる。
- ① 核燃料物質等の逆流により核燃料 物質等を拡散しない設計とする。 (8)
- 核燃料物質等による汚染のおそれ のある部屋の床及び壁の表面は, 除染が容易で、腐食しにくい樹脂 系塗料等の材料によって仕上げる 設計とする。③
- ③グローブボックス等内の気圧が設定 値以上になった場合は, 警報を発す る設計とするとともに,核燃料物質 等が漏えいした場合又はそのおそれ がある場合に、建屋内及び工程室内 はダストモニタ, エアスニファ及び 放射線サーベイ機器により漏えいを 検知し、 ②堰等による核燃料物質等 の保持, 団排風機の切り替えによる 負圧の維持, 換気設備等のユーティ リティの停止を含まない加工工程の うち任意の工程の停止(以下「工程 停止」という。)、気体廃棄物の廃 棄設備の建屋排風機, 工程室排風

事業変更許可申請書 添付書類五

核燃料物質等が漏えいした場合にお いても、工程室(非密封のMOXを取 り扱う設備・機器を収納するグローブ ボックス等を直接収納する部屋及び当 該部屋から廊下への汚染拡大防止を目 的として設ける部屋並びにそれらの部 屋を介してのみ出入りする部屋をい う。以下同じ。)及び燃料加工建屋内 に保持することができる設計とする。

工程室は工程室排気設備,燃料加 工建屋は建屋排気設備により,燃料 加工建屋,工程室,グローブボック ス等の順に負圧を低くすることで, 核燃料物質等の漏えいの拡大を防止 する設計とする。◆

核燃料物質等を限定された区域に 適切に閉じ込めるため、核燃料物質 等の漏えいに対する措置等として, 核燃料物質等を取り扱う設備は, 内 包する物質の種類に応じて適切な腐 食対策を講じるとともに,核燃料物 質等の逆流により核燃料物質等を拡 散しない設計とするとともに,核燃 料物質等による汚染のおそれのある 部屋の床及び壁の表面は, 除染が容 易で, 腐食しにくい樹脂系塗料等の 材料によって仕上げる設計とする。 \$, \$, ₺

グローブボックス等内の気圧が設 定値以上になった場合は, 警報を発 する設計とするとともに,核燃料物 質等が漏えいした場合又はそのおそ れがある場合に、建屋内及び工程室 内はダストモニタ、エアスニファ及 び放射線サーベイ機器により漏えい を検知し, 堰等による核燃料物質等 の保持, 排風機の切り替えによる負 圧の維持, 換気設備等のユーティリ ティの停止を含まない加工工程のう ち任意の工程の停止(以下「工程停 止」という。),気体廃棄物の廃棄 設備の建屋排風機,工程室排風機,

発電炉設工認 基本設計方針

(発電炉の記載) <不一致の理由>

技術基準の相違による発電炉との記 載の相違

吸気口は、放射性物質に汚染された空気 13 (P3 から) を吸入し難いように, 主排気筒及び廃棄物 処理建屋排気筒から十分離れた位置に設置

備考

(発電炉の記載) <不一致の理由> 中央制御室に係る換気系統構成は

同様であるが, 発電炉特有の設備 のため、MOX 燃料加工施設には該 当する記載がない。

⑤ (P13 から)

中央制御室の換気及び冷暖房は、中央制 御室換気系空気調和機ファン、中央制御室 換気系フィルタユニット、中央制御室換気 系フィルタ系ファン等から構成する中央制 御室換気空調設備により行う。

原子炉建屋ガス処理系は非常用ガス再循 環系及び非常用ガス処理系から構成され る。非常用ガス処理系は、電気加熱器、粒 子用高効率フィルタ,よう素用チャコール フィルタ等を含む非常用ガス処理系フィル タトレイン及び非常用ガス処理系排風機等 | から構成され、 非常用ガス再循環系は、湿 ⑧ (P1 へ) 分除去装置,電気加熱器,前置フィルタ, 粒子用高効率フィルタ, よう素用チャコー ルフィルタ等を含む非常用ガス再循環系フ ィルタトレイン及び非常用ガス再循環系排 風機等から構成される。放射性物質の放出 を伴う設計基準事故時には非常用ガス処理 系で原子炉建屋原子炉棟内を水柱約6 mmの 負圧に保ちながら,原子炉格納容器から漏 えいした放射性物質を非常用ガス再循環系 により除去するとともに, 非常用ガス処理 系を通して, 更に放射性物質を除去・低減 した後, 非常用ガス処理系排気筒より放出 できる設計とする。

原子炉建屋原子炉棟の常用換気系は、送 風機及び排風機により, 発電所通常運転 中,原子炉建屋原子炉棟内の換気を行い, 原子炉建屋原子炉棟内をわずかに負圧に保 ち, 排気空気は, フィルタを通したのち, 主排気筒から放出する。また,原子炉建屋 放射能高等の信号により, 隔離弁を自動閉

⑥ (P15 から)

(発電炉の記載) <不一致の理由> 排気筒により放射性物質 を排気する基本方針は同 様であるが、発電炉特有 の設備のため、MOX 燃料 加工施設には該当する記 載がない。

①-3 (P14 から)

①-3 (P14 から)

7

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (3 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		機,送風機及び窒素循環ファン並びに非管理区域換気空調設備(以下「送排風機」という。)を停止する措置等②により漏えいの拡大を防止する設計とする。⑧  (7)グローブボックス排気設備,工程室排気設備及び建屋排気設備は,以下の設計を講じる。	送風機及び窒素循環ファン並びに非管理区域換気空調設備(以下「送排風機」という。)を停止する措置等により漏えいの拡大を防止する設計とする。 ①  グローブボックス排気設備,工程室排気設備及び建屋排気設備は,排風機は予備機を設け,故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設	鎖するとともに常用換気系から原子炉建屋ガス処理系に切り替わることで放射性物質の放散を防ぐ設計とする。  (発電炉の記載)  <不一致の理由> 負圧維持及び排気筒により放射性物質を排気する基本方針は同様であるが、発電炉特有の設備のため、MOX 燃料加工施設には該当する記載がない。	® (P1 ^)
【許可からの変更点等】 事業変更許可申請書から基本設計方 針に展開する上での記載の適正化。	<u>換気設備は,窒素雰囲気で運転する窒</u>	①排風機は予備機を設け、故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。②-1、⑧ ②核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設	計とするとともに、核燃料物質等の 形態及び取扱量に応じた段数の高性 能エアフィルタを設ける設計とする ことで、周辺環境に放出される核燃 料物質等の量を合理的に達成できる 限り少なくするとともに、設計基準 事故時においても可能な限り負圧維	(発電炉の記載) <不一致の理由> 排気筒により放射性物質を排気する基本方針は同様であるが、発電炉特有の設備のため、MOX 燃料加工施設には該当する記載がない。  タービン建屋換気系は、1系統の空気供 給系、2系統の排気系及び補助系からな	⑧ (P1 ^)
(当社の記載) <不一致の理由> 当社特有の設備に対する設計上の 考慮として記載するため。  【許可からの変更点等】 送排風機の予備を設置する範囲を 明確化した。	素雰囲気型グローブボックスの負圧が浅くなった場合,自動的にグローブボックスへの窒素ガス供給を停止することで正圧になることを防止する設計とする。④ 給気設備の送風機,グローブボックス	ける設計とすることで、周辺環境に 放出される核燃料物質等の量を合理 的に達成できる限り少なくするとと もに、 <u>⑤設計基準事故時においても</u> 可能な限り負圧維持、漏えい防止及 び逆流防止の機能が確保される設計 とし、 <u>⑧</u> 公衆に対して著しい放射線 被ばくのリスクを与えないよう、事 故に起因して環境に放出される核燃	持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。 ◆ このため、以下の①から⑨の設計上の対策を講ずる。	り、供給系のファン及び排気系のファン並びに運転階専用の排気ファンから構成され、屋外から取り入れた空気を通路など清浄な場所に給気し、給水加熱器室、空気抽出器室など、汚染の可能性の高い区域から排気し、フィルタを通したのち、主排気筒から放出する設計とする。	④ (P21 から) ⑧ (P1 〜)
(当社の記載) <不一致の理由> 当社特有の設備に対する設計上の 考慮として記載するため。  【許可からの変更点等】 事業変更許可申請書では、核燃料 物質等の閉じ込め性能の担保を目	排気設備の排風機、工程室排気設備の排 風機及び建屋排気設備の排風機には、予 備機を設け、故障した場合には自動的に 予備機に切り替わる設計とする。②-1	料物質等の放出量を低減する設計と する。 ⑤ (ト) その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設 ⑧ 核燃料物質の貯蔵施設 MOX燃料加工施設は、核燃料物質	① グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器 非密封のMOXを取り扱う設備・機器は、作業環境中にMOXが飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納する設計とす	廃棄物処理棟換気系は、1系統の空気供 給系及び排気系からなり、その給気は、廃 棄物処理制御室及び通路に行い、排気は液 体廃棄物貯蔵タンク室、フィルタ室などか ら排気ファンによって、高性能粒子フィル	/ (/) 記受 11亩 (/) 75° (Z) M(1X 1957 末2
的として、箱型高性能エアフィルタの接続部の構造を記載していた。しかし、技術基準規則要求を踏まえ、フィルタの保守性については、設計上考慮していることから、その旨を記載した。	/ は、取替えに必要な空間を設けるとともに、保守性を考慮した構造とすることにより、取替えが容易な設計とする。 ⑦	を貯蔵するために必要な容量を有する 貯蔵容器一時保管設備,燃料集合体貯 蔵設備等の貯蔵施設を設ける。□ また,燃料集合体貯蔵設備等は,建 屋排気設備等で換気することにより適 切に冷却する。③	ックスと同等の閉じ込め機能を有する設計とする。	タを通したのち、主排気筒から放出する設計とする。 廃棄物処理建屋換気系は、1系統の空気供給系、主排気系及び廃棄物処理建屋排気系の2系統の排気系からなり、主排気系は、放射性希ガス及び放射性よう素による汚染の可能性のある区域の排気を排気ファンにより高性能粒子フィルタを通して主排気筒から放出する。その他区域の排気は排	排気筒により放射性物質 を排気する基本方針は同 様であるが、発電炉特有
			して取り付け、②給気口及び排気口を除き密閉でき、◇漏れ率を日本産業規格に基づく多量な放射性物質を取り扱うグローブボックスの漏れ率と同等の0.25vo1%/h以下にすることによ	気ファンにより高性能粒子フィルタを通して廃棄物処理建屋排気筒から放出する設計とする。 サービス建屋換気系は、1系統の空気供給系及び排気系からなり、その排気は、排気ファンにより高性能粒子フィルタを通したのち、主排気筒から放出する設計とする。	の設備のため、MOX 燃料加工施設には該当する記載がない。  (発電炉の記載) <不一致の理由> 排気筒により放射性物質を排気する基本方針は同様であるが、発電炉特有の設備のため、MOX 燃料加工施設には該当する記載がない。

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (4 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			その閉じ込めの機能を損なうこ		
			となく物品の搬出入が行える設	固体廃棄物作業建屋換気系は,1系統の	
			計とする。②	空気供給系及び排気系からなり、その排気	
			MOX粉末を取り扱うグロー		
				を通して廃棄物処理建屋排気筒から放出す る設計とする。	
			ブボックス内で取り扱う粉末容 器の落下又は転倒により閉じ込	る放訂とする。	
			め機能を損なわないよう、内装		
			機器の架台等による干渉や容器	(発電炉の記載)	
			を取り扱う機器とパネルの間の		
			距離の確保により、落下又は転	同様であるが、発電炉特有の設備のため、MOX	
			倒した粉末容器が, グローブボ	Lety to Let Lety 10 1 10 1 10	
			ックスのパネルに直接衝突する		
			ことがない設計とする。◆		
			また, 当該グローブボックス		
			内に粉末容器以外の重量物を取		
			り扱うクレーン等の機器及び当		
			該グローブボックス外側近傍に		
			重量物を取り扱うクレーン等の		
			機器を設置しないことにより、	排出する空気を浄化するため、気体状の	
				放射性よう素を除去するよう素フィルタ及 び放射性微粒子を除去する微粒子フィルタ	
			能に影響を及ぼさない設計とする。	を設置する。	
			(b) 給排気及び負圧維持	を放直する。 	
			グローブボックスの給排気系		
			統を添 5 第 4 図に示す。 <b>(2</b>		
			グローブボックスは、室内空		
			気を吸引又は窒素ガスを給気		
			し, 排気ダクトを介してグロー		
			ブボックス排風機の連続運転に		
			よって排気するとともに、ダン		
			パ等の調整により所定の負圧に		
			維持する。②		
			また、グローブ1個が破損し		
			た場合でも日本産業規格に基づ		
			く放射性物質取扱作業用グロー		
			ブボックスの要求にあるグロー ブポートの開口部における空気		
			流入風速を 0.5m/s 以上に維持す		
			る設計とする。12		
			グローブボックス内の気圧が	これらのフィルタを内包するフィルタユ	
				ニットは、フィルタの取替が容易となるよ	
			該グローブボックス近傍及び所		
			定の制御室並びに中央監視室に		
			警報を発する設計とし、排風機		
			の切り替えによる負圧の維持,		
			工程停止,送排風機停止の措置		
			等により核燃料物質等の漏えい		
			の拡大を防止する設計とする。		
			(c) 常時負圧の維持		
			グローブボックス内を常時負		
			圧に維持するため, グローブボ	1	

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (5 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	- 備考
			け, 運転中の当該排風機が故障		
			した場合には、短時間で自動的		
			に予備機に切り替わる設計とす る。		
			また、外部電源喪失時には非		
			常用所内電源設備から電力を自		
			動的に供給する設計とする。①		
			(d) グローブボックスの種類		
			グローブボックスは, その内		
			部を空気雰囲気で使用する空気		
			雰囲気型グローブボックスと、		
			窒素雰囲気に置換できる窒素雰 囲気型グローブボックスとに分		
			類する。さらに窒素雰囲気型グ		
			ローブボックスは、窒素循環型		
			と窒素貫流型に分類する。 ①		
			窒素雰囲気型グローブボック		
			スは、MOXの酸化防止の品質		
			管理の観点から、成形施設のう		
			ち主にMOX粉末又は粉末を圧		
			縮成形したペレット(以下「グ リーンペレット」という。)を		
			取り扱うグローブボックス、被		
			覆施設のうち乾燥後のペレット		
			を取り扱うグローブボックス		
			小規模試験設備を収納するグロ		
			ーブボックス並びに分析設備を		
			収納する一部のグローブボック		
			ス(受払装置グローブボック		
			ス,受払・分配装置グローブボックス,分析第1室に設置する		
			ック へ, 分析 第 1 至 に 設 直 9 る 試料溶解・調整装置 グローブボ		
			ックス、蛍光X線分析装置グロ		
			ーブボックス、プルトニウム含		
			有率分析装置グローブボック		
			ス, 分配装置グローブボック		
			ス, O/M比測定装置グローブ		
			ボックス、水分分析装置グロー		
			ブボックス及び分析第1室に設置する6基のうち3基と分析第		
			2室に設置する搬送装置グロー		
			ブボックス)に適用する。①		
			これらのグローブボックスに		
			供給される窒素ガスの供給流量		
			は、調整弁の開度の設定及び減		
			圧弁の設置によりグローブボッ		
			クス排気風量に比べ低くなるよ		
			う調整し、グローブボックス内の気圧が温度によります。		
			の気圧が過度に上昇することが ない設計とする。また, グロー		
			ブボックス内の気圧が設定値以		
			上になった場合には、警報を発		
			報するとともに窒素ガスの供給		
			を停止できる設計とする。 ①		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (6 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	
			i. 空気雰囲気型グローブボック		
			ス		
			空気雰囲気型グローブボック		
			スは、室内の空気をグローブボ		
			ックスの給気口から吸引し、排		
			気ダクトを介してグローブボッ クス排風機の連続運転によって		
			クス排風機の遅続運転によって 排気することにより, グローブ		
			ボックス内を負圧に維持する設		
			計とする。②		
			ii. 窒素雰囲気型グローブボック		
			ス(窒素循環型)		
			窒素雰囲気型グローブボック		
			ス(窒素循環型)は、窒素ガス		
			設備から窒素ガスを供給し、窒		
			素循環設備によって窒素ガスを		
			循環するとともに、排気ダクト		
			を介して、グローブボックス排		
			風機の連続運転によって一部の		
			窒素ガスを排気することによ		
			り, グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。また,		
			循環する窒素ガスを冷却する設		
			計とする。②		
			窒素ガス設備又は窒素循環設		
			備が故障した場合でも、グロー		
			ブボックス排風機により排気		
			し, グローブボックス内を負圧		
			に維持する設計とする。 🗘		
			なお、窒素ガス設備若しくは		
			窒素循環設備が故障した場合又		
			は当該グローブボックスの保守		
			管理に必要な場合は、空気雰囲		
			気型グローブボックスと同様の 給排気運転により, グローブボ		
			カが		
			で負圧に維持できる設計とす		
			5. 12		
			iii. 窒素雰囲気型グローブボック		
			ス(窒素貫流型)		
			窒素雰囲気型グローブボック		
			ス(窒素貫流型)は、窒素ガス		
			設備から窒素ガスを供給し、排		
			気ダクトを介してグローブボッ		
			クス排風機の連続運転によって		
			排気することにより、グローブ		
			ボックス内を負圧に維持する設 計とする。  ②		
			新とりる。 <b>父</b> 窒素ガス設備が故障した場合		
			でも、グローブボックス排風機		
			により排気し、グローブボック		
			ス内を負圧に維持する設計とす		
			5. 12		
			なお、窒素ガス設備が故障し		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (7 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			た場合又は当該グローブボック		
			スの保守管理に必要な場合は, 空気雰囲気型グローブボックス		
			全		
			ローブボックス内を空気雰囲気		
			とした上で負圧に維持できる設		
			計とする。②		
			b. グローブボックスと同等の閉じ		
			込め機能を有する設備・機器		
			(a) 焼結炉		
			焼結炉は、グローブボックス		
			と同等の閉じ込め機能を確保するなめ、原体は溶焼機体等し		
			るため, 炉体は溶接構造等と し, 核燃料物質等が漏えいしに		
			くい構造とする。炉体の前部及		
			び後部はグローブボックスにフ		
			ランジで接続する構造とする。		
			また, グローブボックス排風機		
			の連続運転に加え,排ガス処理		
			装置の補助排風機の運転によっ		
			て炉体内部を負圧に維持する設		
			計とする。Q		
			なお,排ガス処理装置の補助 排風機には予備機を設け,運転		
			中の当該排風機が故障した場合		
			は、自動的に予備機に切り替わ		
			る設計とする。また、外部電源		
			喪失時には非常用所内電源設備		
			から電力を自動的に供給する設		
			計とする。♥		
			(b) スタック乾燥装置		
			スタック乾燥装置は, グローブボックスと同等の閉じ込め機		
			能を確保するため、乾燥機は溶		
			接構造等とし、核燃料物質等が		
			漏えいしにくい構造とする。乾		
			燥機の前部及び後部はグローブ		
			ボックスにフランジで接続する		
			構造とする。♀		
			また、乾燥機内にアルゴンガ		
			スを供給する際は、アルゴンガ		
			スを循環するとともに, グローブボックス排風機の連続運転に		
			よって一部のアルゴンガスを排		
			気することにより、乾燥機内部		
			を負圧に維持する設計とする。		
			Q		
			(c) 小規模焼結処理装置		
			小規模焼結処理装置は、グロ		
			ーブボックスと同等の閉じ込め		
			機能を確保するため、炉体は溶性は排洗ない。		
			接構造等とし、核燃料物質等が		
			漏えいしにくい構造とする。炉		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (8 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
[大阳五]   ///L/	Name in the Carl Whi Vol	77000H 1 HIGH 17	体の上部はグローブボックスに	元元, 以二郎 五, 以川以之	VIII 3
			フランジで接続する構造とす		
			る。② また, グローブボックス排風		
			機の連続運転に加え、小規模焼		
			結炉排ガス処理装置の補助排風		
			機の運転によって炉体内部を負		
			圧に維持する設計とする。② なお、小規模焼結炉排ガス処		
			理装置の補助排風機には予備機		
			を設け、運転中の当該排風機が		
			故障した場合は、自動的に予備		
			機に切り替わる設計とする。また、外部電源喪失時には非常用		
			所内電源設備から電力を自動的		
			に供給する設計とする。 ②		
			② オープンポートボックス		
			非密封のウランを取り扱う設備・		
			機器,挿入溶接後のMOX燃料棒の 汚染検査を行う設備・機器等は,オ		
			ープンポートボックスに収納する設		
			計とする。①		
			a. 構造		
			オープンポートボックスは、基本的にグローブボックスと同じ構		
			造であるが、一部が開口状態とな		
			っている。開口部から空気が流入		
			することによって, 核燃料物質等		
			が外部へ飛散することを防止する		
			設計とする。② b. 給排気及び風速		
			オープンポートボックスの給排		
			気系統を添5第4図に示す。 🗘		
			オープンポートボックスは室内 の空気を開口部から吸引し、排気		
			が		
			排風機の連続運転によって排気		
			し, 開口部の空気流入風速を日本		
			産業規格に基づく放射性物質取扱 作業用グローブボックスの要求に		
			あるグローブポート1個を開放した		
			ときの開口部における通過風速を		
			参考に0.5m/s以上に維持する設計		
			とする。 ②		
			③ フード		
			放射性廃棄物のサンプリング試料 及び作業環境の放射線管理用試料の		
			放射能測定並びに汚染のおそれのあ		
			る物品の汚染検査を行うためにフー		
			ドを設ける設計とする。◆2		
			a. 構造		
			フードは、金属製の箱形で開口		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (9 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	
			窓を調整できる構造とし、開口部		
			から空気が流入することによっ		
			て,核燃料物質等が外部へ飛散す		
			ることを防止する設計とする。 🗘		
			b. 給排気及び風速		
			フードの給排気系統を添5第4		
			図に示す。②		
			フードは室内の空気を開口部か		
			ら吸引し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転		
			によって排気し、開口部の空気流		
			入風速を日本産業規格に基づく放		
			射性物質取扱作業用グローブボッ		
			クスの要求にあるグローブポート1		
			個を開放したときの開口部におけ		
			る通過風速を参考に0.5m/s以上に		
			維持する設計とする。    ②		
			④ 混合酸化物貯蔵容器		
			粉末缶に収納した原料MOX粉末		
			は、混合酸化物貯蔵容器に封入さ		
			れ、閉じ込めの機能が確保された状		
			態で再処理施設から受け入れる。②		
			混合酸化物貯蔵容器から原料MO X粉末を収納した粉末缶を取り出す		
			場合は、混合酸化物貯蔵容器をグロ		
			ーブボックスに接続し、グローブボ		
			ックスの内側に粉末缶を取り出す設		
			計とする。♀		
			⑤ ウラン粉末缶		
			原料ウラン粉末又は未使用のウラ		
			ン合金ボールは、ウラン粉末缶に封		
			入され、閉じ込めの機能が確保され		
			た状態で、ウラン粉末缶輸送容器に 収納し、MOX燃料加工施設外から		
			受け入れる。ウラン粉末缶は、ウラ		
			ン粉末缶受払移載装置でウラン粉末		
			缶輸送容器から手作業により取り出		
			した後,順次,ウラン貯蔵棚で貯蔵		
			する。また、ウラン貯蔵棚の合理的		
			な運用の観点から、MOX燃料加工		
			施設外からのウラン粉末缶輸送容器 の受け入れ後,使用開始までの期間		
			が長期間を予定する場合、ウラン粉		
			末缶は、ウラン粉末缶輸送容器から		
			手作業によりウラン粉末缶貯蔵容器		
			に詰め替えた上でウラン貯蔵エリア		
			に貯蔵する場合がある。①		
			試験に用いたウランは、グローブ		
			ボックスからバッグアウトにより搬 出し、ウラン粉末缶に封入し、閉じ		
			込めの機能を確保した状態で、ウラ		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (10 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			ン貯蔵棚で貯蔵するか、ウラン粉末		
			缶をウラン粉末缶受払移載装置で手		
			作業によりウラン粉末缶貯蔵容器に		
			収納した後、ウラン貯蔵エリアで貯		
			蔵する。②		
			ウラン粉末缶から原料ウラン粉末 を取り出す場合は, ウラン粉末缶を		
			ウラン粉末払出装置オープンポート		
			ボックスに搬入し、ウラン粉末缶を		
			開缶し、ウラン粉末袋開封ボックス		
			内で原料ウラン粉末を収納した袋を		
			開梱する設計とする。◆2		
			未使用のウラン合金ボールを袋か		
			ら取り出す場合は、バッグインによ		
			りグローブボックス内に搬入した上		
			で開梱する。♡		
			⑥ 低レベル廃液処理設備		
			低レベル廃液処理設備は,分析済		
			液処理装置で分析済みの液中からプ		
			ルトニウム及びウランを回収した後		
			の放射性物質の濃度が低い廃液を取り扱う。< <b>②</b>		
			a. 低レベル廃液処理設備は, 系統		
			及び機器によって液体廃棄物を閉		
			じ込める設計とする。 12		
			また、液体廃棄物を内包する貯		
			槽等から放射性物質を含む液体が		
			漏えいした場合、検知できる設計		
			とし、堰等により漏えいの拡大を		
			防止する設計とする。◆		
			b. 液体廃棄物を内包する系統及び		
			機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造して		
			で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。		
			<b>→ 7.10m んいしにくい放出とする。</b>		
			また, 内包する液体廃棄物によ		
			る腐食を考慮し, 主要な構造材を		
			ステンレス鋼とする。♡		
			c. 液体廃棄物を内包する容器又は		
			管に放射性物質を含まない液体を		
			導く管を接続する場合には、逆止 弁、電磁弁又は調節弁を設置する		
			ことにより、液体廃棄物が放射性		
			物質を含まない液体を導く管へ逆		
			流することを防止する設計とす		
			る。 �		
			d. 低レベル廃液処理設備のオープ		
			ンポートボックスを、装置の保守		
			又は修理の際に汚染管理のために		
			設ける設計とする。◆2		
			⑦ 分析設備		
			a. 分析装置		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (11 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
DOTTI 22 1 /90001	SV—BO I HIVE CELEVELIVE	770070HT 4 THIFE 1170	核燃料物質等を取り扱う分析装	\\ \text{\color by \color by \text{\color by \text{\color by \text{\color by \color by \color by \text{\color by \color by \color by \color by \color by \color by \text{\color by \color by \col	NIM 2
			置は、グローブボックスに収納す		
			る設計とする。②		
			ただし,プルトニウム・ウラン 分析,不純物分析及び物性測定を		
			行うため、一部の分析装置はグロ		
			ーブボックス外に設置し、グロー		
			ブボックスと分析装置を接続する		
			ことにより、核燃料物質等が漏え		
			いしにくい構造とする。②		
			b. 分析済液処理装置グローブボックス		
			分析済液処理装置グローブボッ		
			クスは、分析設備において取り扱		
			う分析用の放射性物質及び分析済		
			液を取り扱う。②		
			(a) 分析設備の分析済液処理装置 で放射性物質を含む液体を取り扱		
			うグローブボックスは,「イ.		
			(ロ) (3) ①a. グローブボッ		
			クス」に示す設計の他に,放射性		
			物質を含む液体が分析済液処理装		
			置から漏えいした場合においても		
			グローブボックス底部を漏えい液 受皿構造とすることにより, グロ		
			ーブボックスに放射性物質を含む		
			液体を閉じ込める設計とし、放射		
			性物質を含む液体がグローブボッ		
			クス外に漏えいしにくい構造とす		
			る。③		
			(b) 分析済液処理装置で放射性物 質濃度が低いことを確認した廃液		
			は、グローブボックスに収納しな		
			い系統及び機器で閉じ込める設計		
			とする。また、内包する廃液によ		
			る腐食を考慮し、主要な構造材を		
			ステンレス鋼とする。 さらに、系統及び機器から廃液		
			が漏えいした場合、検知できる設		
			計とするとともに、堰等により漏		
			えいの拡大を防止できる設計とす		
			3. <b>3</b>		
			(c) 分析済液を内包する容器又は 管に放射性物質を含まない液体を		
			導く管を接続する場合には, 逆止		
			弁、電磁弁又は調節弁を設置する		
			ことにより, 分析済液が放射性物		
			質を含まない液体を導く管へ逆流		
			することを防止する設計とする。		
			₩		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (12 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		* 314242 4111 4 1 1114 F	⑧ 建物・構築物	)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			a. 構造		
			(a) 工程室の床,壁及び天井は,		
			搬出入扉、避難用扉等を除き開口		
			部を有しないことにより核燃料物 質等の漏えいの少ない構造とし,		
			工程室外の廊下等より気圧を低く		
			維持する設計とする。万一、グロ		
			ーブボックス等,オープンポート		
			ボックス及びフードから核燃料物		
			質等の漏えいが発生した場合に		
			は、その核燃料物質等が廊下等へ		
			漏えいしにくい設計とする。 ②		
			(b) 建屋内及び工程室内は, ダストモニタ, エアスニファ及び放射		
			線サーベイ機器により、グローブ		
			ボックス等、オープンポートボッ		
			クス及びフードからの核燃料物質		
			等の漏えいを検知できる設計と		
			し、排風機の切り替えによる負圧		
			の維持、工程停止、送排風機停止		
			の措置等により,核燃料物質等の 漏えいの拡大を防止する設計とす		
			個人(**の拡入を防止する設計とする。 ②		
			(c) MOX燃料加工施設から周辺		
			環境へ放射性気体廃棄物を放出す		
			る排気筒には、排気モニタを設		
			け、MOX燃料加工施設外への核		
			燃料物質等の漏えいを検知できる		
			設計とし、排風機の切り替えによる る負圧の維持、工程停止、送排風		
			機停止の措置等により、核燃料物		
			質等の漏えいの拡大を防止する設		
			計とする。◆2		
			(d) 放射性物質による汚染のおそ		
			れのある部屋の床及び人が触れる		
			おそれのある壁は、表面を腐食しにくい樹脂系塗料等で平滑に仕上		
			げ、除染が容易な設計とする。◆		
			i. 工程室の床,壁及び天井に対		
			して樹脂系塗料等で平滑に仕上		
			げを行う。⑫		
			ii. 密封された核燃料物質等を取		
			り扱う室並びに混合酸化物貯蔵		
			容器を受け入れる室及び保管する室については、床及び壁に対		
			してのみ樹脂系塗料等で平滑に		
			仕上げを行う。⑥		
			iii. 上記 i . 及び ii . 以外の管理		
			区域は,床及び壁に対して樹脂		
			系塗料等で平滑に仕上げを行		
			う。なお、壁の樹脂系塗料等で		
			平滑に仕上げを行う範囲は、人		
			が歩行するときに肩が当たらな		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (13 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			い高さ程度までとする。低		
			(e) 燃料加工建屋は、核燃料物質		
			等を限定された区域に閉じ込める		
			ため、汚染のおそれのある管理区 域の境界の床、壁及び天井は、搬		
			出入扉、避難用扉等を除き開口部		
			を有しないことにより漏えいの少		
			ない構造とする。◆		
			b. 給排気		
			建物・構築物の給排気系統を添		
			5第4図に示す。		
			管理区域は, グローブボックス		
			排気設備、工程室排気設備及び建		
			屋排気設備によって排気すること		
			により、負圧に維持する設計とす		
			る。 ①		
			給気設備の送風機,建屋排気設		
			備の排風機,工程室排気設備の排		
			風機及び窒素循環ファンには予備		
			機を設け、運転中の送風機、建屋		
			排風機,工程室排風機及び窒素循		
			環ファンが故障した場合には、自		
			動的に予備機に切り替わる設計と		
			する。①		
			また,外部電源喪失時においてもグローブボックス排気設備の運		
			転によりグローブボックス等及び		
			工程室の負圧を維持する設計とす		
			3. Q		
			<ul><li>⑨換気設備</li></ul>		
			換気設備は、グローブボックス排気設		
			備,工程室排気設備,建屋排気設備,給		
			気設備及び窒素循環設備で構成し、以下		
			の設計とする。③		③ (P1 ~)
			a. 構造		
			<u>換</u> 気設備は、排気ダクトをフラン		
			ジ又は溶接で接続する構造とし、高		
			性能エアフィルタ,排風機及び逆止		
			ダンパを設けて、核燃料物質等が漏		
			えいしにくく,かつ逆流しにくい構		
			造とする。⑤		⑤ (P2 ~)
			また、排気ダクトとの接続部のう		
			ち、箱型高性能エアフィルタとの接		⑦ (P3 ~)
			続部は、保守性を考慮し⑦てビニル バッグ構造又はフランジ構造とし、		(r3 '\)
			○		
			安全上重要な施設に該当する排気		⑦ (P3 ~)
			ダクトに接続する箱型高性能エアフ		
			イルタの接続部のうち、ビニルバッ		
			グ構造の接続部には不燃性のカバー		
			を設ける設計とする。令		
	•				

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (14 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			b. 負圧順序	<u> </u>	******
			負圧順序は, 負圧が深い方からグ		
			ローブボックス等、工程室を含む工		
			程室排気設備で換気を行う室、燃料		
			加工建屋の順になるようにし、核燃		
			料物質等の漏えいの拡大を防止する		
			設計とする。ひ		
			(a) グローブボックス等は, グロー		
			ブボックス排気設備と組み合わ せ、負圧を維持することで、核		
			燃料物質等の漏えいを防止する		
			<u> </u>		①-2 (P1 ~)
			(b) 工程室は, 工程室排気設備と組		
			み合わせ、負圧を維持すること		
			で核燃料物質等の漏えいの拡大		
			を防止する設計とする。①-2		①-2 (P1 ~)
			(c) 燃料加工建屋は,建屋排気設備		
			と組み合わせ、負圧を維持する		
			ことで核燃料物質等の漏えいの		
			拡大を防止する設計とする。①-		①-2 (P1 ~)
			2		
			c. 起動順序		
			排風機及び送風機は,グローブボ		
			ックス排風機,工程室排風機,建屋		
			排風機、送風機の順で起動する機構		(I) 0 (D0 )
			<u>を設ける設計とする。</u> ①-3		①-3 (P2 ~)
			なお、窒素循環ファンは、グロー ブボックス排風機の運転後に起動す		
			る機構を設ける設計とする。①-3		①-3 (P2 ~)
			d. 高性能エアフィルタ		
			核燃料物質等の形態及び取扱量に		
			応じた段数の高性能エアフィルタを		
			設ける設計とすることで、周辺環境		
			に放出される核燃料物質等の量を合		
			理的に達成できる限り少なくする設		
			計とする。♪		
			建屋排気設備,工程室排気設備及		
			びグローブボックス排気設備の排気		
			側には、核燃料物質等を除去するた		
			めの設備・機器として、高性能エア		
			フィルタ(単体捕集効率 99.97%以		
			上 (0.15μmDOP 粒子)) を設		
			け、核燃料物質等を除去する設計と		
			する。 ۞ 建屋排気設備及び工程室排気設備		
			には2段の高性能エアフィルタを設		
			ける。グローブボックス排気設備に		
			は、グローブボックス内のMOXの		
			形態及び取扱量に応じて、3段又は		
			4段の高性能エアフィルタを設け		
			る。 ⑤		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (15 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<u>また, グローブボックスの給気口</u>		
			には、高性能エアフィルタを設置		
			<u>し,グローブボックス内の核燃料物</u> 質等が室内に漏えいしにくい構造と		
			<u> </u>		⑥ (P2 △)
			これらの高性能エアフィルタの設		(12 )
			置により、周辺環境に放出される核		
			燃料物質等の量を合理的に達成でき		
			る限り少なくするとともに,設計基		
			準事故時においても可能な限り負圧		
			維持、漏えい防止及び逆流防止の機		
			能が確保される設計とし、公衆に対 して著しい放射線被ばくのリスクを		
			与えないよう、事故に起因して環境		
			に放出される核燃料物質等の放出量		
			を低減する設計とする。♀		
			(二) その他の安全設計		
			(1) 放射性物質の移動に対する考		
			慮の表示がは		
			① 漏えい防止 a. MOX粉末及びペレットは容		
			器に収納し、原則として搬送装		
			置を用いてグローブボックス内		
			を移動する設計とする。また,		
			人手により少量の核燃料物質を		
			グローブボックスから搬出入す		
			る場合は、ビニルバッグに封入 してバッグアウト又はバッグイ		
			ンすることにより、核燃料物質		
			の漏えいを防止する設計とす		
			る。 🕸		
			b. ウラン粉末は容器に収納し移		
			動するか、直接配管内を移動す		
			る設計とする。 ◆ c. グローブボックス内での容器		
			の移動に際しては、逸走、落下		
			又は転倒によりグローブボック		
			スの閉じ込めに影響を及ぼさな		
			いよう,搬送装置には逸走防		
			止、落下防止又は転倒防止のた		
			めの機構を設ける設計とする。		
			♥ d. グローブボックス内でMOX		
			粉末及びペレットを取り扱う可		
			動機器は、逸走、落下又は転倒		
			によりグローブボックスの閉じ		
			込めに影響を及ぼさないよう,		
			逸走防止及び転倒防止並びに容		
			器の落下防止等の構造又は機構		
			を設ける設計とする。 ◆ e. 分析試料の分析設備への移動		
			に際しては、容器に収納し、原		
			則として配管内を移動する設計		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (16 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			とする。◆ f. 分析済液等は配管内を移動するか、取扱いが容易な容器に収納し、バッグアウトした後、台車等により移動する設計とする。◆		
			(ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性(1)安全機能を有する施設 ③閉じ込めの機能 適合のための設計方針		
			安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する設計とするため、以下の設計を行うものとする。 ② a. 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めるために、系統、機器又はグローブボックスに放射性物質を閉じ込め、漏えいした場合においても、工程室及び燃料加工建屋		
			内に保持することができる設計とする。 する。  b. 放射性物質を収納する系統,機器又はグローブボックス等は,放射性物質の漏えいを防止できる設		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (17 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			計とする。〇		
			c. 腐食性のある物質を取り扱う低		
			レベル廃液処理設備及び分析設備		
			は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講ずる設計とす		
			週別な例及列來を再する取引とする。		
			d. 放射性物質がグローブボックス		
			等から工程室へ漏えいした場合		
			に、漏えいを検知することができ		
			る設計とする。また、漏えいの拡		
			大を防止することができる設計と		
			する。ひ		
			e. 放射性物質を気体又は液体で取		
			り扱う系統及び機器は、逆流を防		
			止する逆止ダンパ又は逆止弁,電		
			磁弁若しくは調節弁を設置し、放		
			射性物質の逆流を防止することに		
			より、放射性物質が拡散しない設		
			計とする。グローブボックス排気 設備、工程室排気設備、建屋排気		
			設備、上程主併気設備、建産併気 設備、給気設備及び窒素循環設備		
			で構成される換気設備においても		
			同様な設計とする。ひ		
			f. グローブボックス排気設備, 工		
			程室排気設備及び建屋排気設備に		
			は,放射性物質を除去するため,		
			高性能エアフィルタ(単体捕集効		
			率 99.97%以上 (0.15μmDOP粒		
			子))を複数段設け、放射性物質		
			を除去した後、排気筒から放出す		
			る設計とする。②		
			g. MOX燃料加工施設の特徴を踏		
			まえ,放射性物質の漏えいにより,燃料加工建屋外に放射性物質		
			を放出するおそれのある事象が発		
			生した場合又は当該事象の発生が		
			想定される場合においても可能な		
			限り負圧維持,漏えい防止及び逆		
			流防止の機能が確保される設計と		
			し,公衆に対して著しい放射線被		
			ばくのリスクを与えないよう,事		
			故に起因して環境に放出される放		
			射性物質の量を低減させる措置を		
			講ずる。〇		
			h. 非密封のMOXを取り扱う設備・機器は、作業環境中にMOX		
			畑・機器は、作業環境中にMOX が飛散又は漏えいすることのない		
			ようにグローブボックスに収納す		
			る設計とするか又は当該設備・機		
			器がグローブボックスと同等の閉		
			じ込め機能を有する設計とする。		
			3		
			非密封のMOXを取り扱うグロ		
			ーブボックス等は,グローブボッ		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (18 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
4×111/212 1 //U2N4	MODEL I HIND CE I BOHLOVEI	17KM 7 H H H H 117K	クス排風機の連続運転によって,	> □ · □ // B> → B□ · □ □ □ □ □   □ □   □ □   □ □   □ □   □ □ □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □ □   □	VII - 2
			グローブボックス等内を負圧に維		
			持することで、非密封のMOXを		
			限定された区域に閉じ込める設計 とする。♀3		
			グローブボックス等及び工程室		
			は、グローブボックス排気設備に		
			より、保守管理に必要な場合及び		
			火災時における消火ガス放出時を		
			除き、常時負圧に保つ設計とする。		
			i . 気体廃棄物の廃棄設備は, 放射		
			性物質の漏えい及び逆流を防止す		
			る設計とする。また、建屋排気設		
			備、工程室排気設備及びグローブ		
			ボックス排気設備には、放射性物質な吟まするため、真性的エスス		
			質を除去するため、高性能エアフィルタ(単体捕集効率 99.97%以上		
			(0.15 µmDOP粒子)) を複数段		
			設け、放射性物質を除去した後、		
			排気筒から放出する設計とする。		
			<b>(3</b>		
			グローブボックス排気設備はグ		
			ローブボックス等内のMOXの形 態及び取扱量に応じた高性能エア		
			フィルタを介して排気する。(3)		
			j. 非密封のMOXを取り扱うグロ		
			ーブボックス等及びグローブボッ		
			クス等を直接収納する工程室は,		
			グローブボックス排気設備により、アスギルスと		
			り,保守管理に必要な場合及び火 災時における消火ガス放出時を除		
			き、常時負圧に保つ設計とする。		
			Q		
			k. 放射性物質による汚染のおそれ		
			のある部屋の床及び壁の表面は、		
			除染が容易で、腐食しにくい樹脂 系塗料等の材料で仕上げる設計と		
			する。  は  な  は  な  は  は  は  は  は  は  は  は  は		
		. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設		
	1	備 (人) 左伏皮茲姆の皮茲扎供	(イ) 気体廃棄物の廃棄設備		
		(イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1)構造	(1)構造 ①概要		
			①做妾 気体廃棄物の廃棄設備は,MOX燃		
		a. 設計基準対処の施設	料加工施設から周辺環境へ放出される		
		気体廃棄物の廃棄設備は, 建屋	放射性物質を合理的に達成できる限り		
		排気設備、工程室排気設備、グロ	少なくするため、管理区域からの排気		
		ーブボックス排気設備、給気設備、空事紙標品供表が批気管では	は、高性能エアフィルタで放射性物質		
		備,窒素循環設備及び排気筒で構成する。 <b>□</b>	を除去した後,放射性物質の濃度等を 監視し,排気筒の排気口から放出する		
		成する。LD 建屋排気設備,工程室排気設	監視し、排気間の排気口がら放出する 設計とする。◆		
		備,グローブボックス排気設備,	燃料加工建屋及びグローブボックス		
		給気設備及び窒素循環設備は燃料	を設置する部屋等は、建屋排気設備及		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (19 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		加工建屋に収納する。①-1	び工程室排気設備により排気し、高性		①-1 (P1 ^)
		燃料加工建屋の主要構造は	能エアフィルタ2段でろ過した後、排		
		「ハ.(ハ)成型施設(1)施設の種	気筒の排気口から放出する設計とす		
		類」に示す。②	る。 🕸		
		各排気設備は、高性能エアフィ	グローブボックス等並びにオープン		
		ルタ、排風機等を設ける。②	ポートボックス及びフードは, グロー		
		気体廃棄物の廃棄設備は,放射	ブボックス排気設備により排気し、高		
		性物質を閉じ込めるため、グロー	性能エアフィルタ3段又は4段で放射		
		ブボックス等及び管理区域を換気	性物質を除去した後、排気筒の排気口		
		し、負圧を維持する。また、オー	から放出する。		
		プンポートボックス及びフードは	放射性気体廃棄物の放出に当たって		
		排気により開口部を所定の風速以	は、排気中の放射性物質の濃度の測定		
		上に維持することで閉じ込めを維	及び放射能レベルを監視することによ		
		持する。また,グローブ1個が破	り、排気口において排気中の放射性物		
		損した場合でもグローブポートの	質の濃度が線量告示に定める周辺監視		
		開口部における空気流入風速を設	区域外の空気中の濃度限度以下となる		
		定値以上に維持する。②	ようにする。 🕸		
		気体廃棄物の廃棄設備は、排気			
		中に含まれる放射性物質を高性能	②設計方針		
		エアフィルタにより除去した後,	a. 放射性物質の放出低減		
		放射性物質の濃度等を監視し、排	気体廃棄物の廃棄設備は,管理		
		気筒の排気口から放出する設計と	区域からの排気を高性能エアフィ		
		する。 5	ルタ等で浄化できる設計とする。		
		燃料加工建屋,工程室,グロー	<b>Q</b>		
		<u>ブボックス等の順に負圧を低くす</u>	b. 閉じ込め		
		<u>る。</u> ⑧	気体廃棄物の廃棄設備は,放射		® (P1 ∼)
		核燃料物質等の逆流により核燃	性物質を閉じ込めるため、グロー		
		料物質等を拡散しない設計とす	ブボックス等及び管理区域を換気		
		る。 🛮	し、負圧を維持する。また、オー		
			プンポートボックス及びフードは		
		②主要な設備及び機器の種類及び個数	排気により開口部を所定の風速以		
		a. 設計基準対象の施設	上に維持することで閉じ込めを維		
		(a) 建屋排気設備	持する。グローブ1個が破損した		
		i. 建屋排気ダクト	場合でもグローブポートの開口部		
		(i)設置場所	における空気流入風速を設定値以		
		燃料加工建屋	<u>上に維持する。</u> 8		® (P1 ∼)
		(ii) 個数	燃料加工建屋、工程室、グロー		
		1式图	ブボックス等の順に負圧を低くす		
		ii. 建屋排気フィルタユニット	3. 8 ++++++++++++++++++++++++++++++++++++		® (P1 ∼)
		(i) 設置場所	核燃料物質等の逆流により核燃		
		排気フィルタ第2室及び排気フ	料物質等を拡散しない設計とす		(D1 )
		イルタ第3室	<u> </u>		® (P1 ∼)
		(ii) 個数	c. 外部電源喪失		
		1式图	気体廃棄物の廃棄設備の安全上		
		(iii) フィルタ段数	重要な施設のグローブボックス排		
		高性能エアフィルタ2段圏	風機は,非常用所内電源設備に接		
		iii. 建屋排風機	続し、外部電源が喪失した場合で も安全機能が確保できる設計とす		
		(i) 設置場所 排風機室			⑩ (P1 ∼)
			<u>る。</u> ⑩ d. 火災		(LI , /)
		(ii) 個数 3台(うち1台予備) 🛭	d. 火火 気体廃棄物の廃棄設備は,可能		
		(b) 工程室排気設備	気体廃棄物の廃棄設傭は、 <u>り能</u> な限り不燃性材料又は難燃性材料		
		i. 工程室排気ダクト	を使用し、万一の火災の発生を想		
		(i) 設置場所	定しても火災の拡大を防止できる		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (20 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		燃料加工建屋	設計とする。(II)		① (P1 ~)
		(ii) 個数	e. 換気·空調		
		1 式图	気体廃棄物の廃棄設備は,管理		
		ii. 工程室排気フィルタユニット	区域の換気・空調を適切に行える		
		(i) 設置場所	設計とする。♪		
		排気フィルタ第1室	f . 共用		
		(ii) 個数	貯蔵容器搬送用洞道は,MOX		
		1 式图	燃料加工施設境界の扉開放時に		
		<ul><li>(iii) フィルタ段数</li></ul>	は,MOX燃料加工施設の気体廃		
		高性能エアフィルタ2段圏	棄物の廃棄設備により負圧に維持		
		iii. 工程室排風機	する設計とし、再処理施設境界の		
		(i) 設置場所	扉開放時には,再処理施設の気体		
		排風機室	廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器		
		(ii) 個数	搬送用洞道を負圧に維持する設計		
		2台(うち1台予備) 🛭	とすること、また、MOX燃料加		
		iv. 工程室排風機入口手動ダンパ	工施設境界の扉及び再処理施設境		
		(i) 個数	界の扉は,同時に開放しない設計		
		2基①	とすることで、共用によってMO		
		(c) グローブボックス排気設備	X燃料加工施設の安全性を損なわ		
		i. グローブボックス排気ダクト	<u>ない設計とする。</u> ⑫		① (P1 ^)
		(i) 設置場所			
		燃料加工建屋	③主要設備の仕様		
		(ii) 個数	気体廃棄物の廃棄設備は, 建屋排気		
		1 式 🛭	設備,工程室排気設備,グローブボッ		
		ii. グローブボックス給気フィル	クス排気設備、給気設備、窒素循環設		
		タ	備及び排気筒で構成する。◆		
		(i) 設置場所	気体廃棄物の廃棄設備の主要な設備		
		各グローブボックス給気口	の仕様を⑦に示す。また、気体廃棄物		
		(ii) 個数	の廃棄設備の能力を添5第59表に,		
		1式图	放射性気体廃棄物の処理系統図を添5		
		iii. グローブボックス排気フィル	第4図に、排気口の位置を添5第5図		
		<b>9</b>	に示す。		
		(i) 設置場所			
		工程室内	④系統構成及び主要設備		
		(ii) 個数	各排気設備は、高性能エアフィルタ		
		1式图	及び排風機等を設ける。粉末状の核燃料が低される。		
		(iii) フィルタ段数	料物質を取り扱う工程等の排気系への		
		高性能エアフィルタ1段又は2	核燃料物質の移行率が高い工程からの		
		段圏	排気系については、高性能エアフィル		
		iv. グローブボックス排気フィル	タを2段以上設ける設計とする。◆また、世界機には子供機ないかけるかはる。		
		タユニット (: ) 記器担訴	た、排風機には予備機を設ける設計と		
		(i)設置場所 地長フィルク第1字	し①、グローブボックス排風機は、外の電源では時には党田正内電源に使い		
		排気フィルタ第1室 (;;) 個数	部電源喪失時に非常用所内電源設備から、電力な自動的に供給する記書とす		
		(ii) 個数 1 * B	ら電力を自動的に供給する設計とす		
		1式圏 (※) フィルタの米の	る。①		
		(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2 段 🛭	気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボック		
		マ. グローブボックス排風機	質を闭し込めるため、クローノホックス等及び管理区域を換気し、負圧を維		
		v. クローノホックス排風機 (i) 設置場所	ろ 等及い官理区域を換気し、 負圧を維持する。 また、 オープンポートボック		
		(1) 設直場所 排風機室			
		排風機至 (ii)個数	ス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで関じる		
			定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する。ひ		
		2台(うち1台予備)圏	めを維持する。◆		
		vi. グローブボックス排風機入口	気体廃棄物の廃棄設備は、窒素雰囲		
		手動ダンパ	気で運転する窒素雰囲気型グローブボ		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (21 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		(i) 個数	<u>ックスの負圧が浅くなった場合,自動</u>		
		2基①	的にグローブボックスへの窒素ガス供		
		(d) 給気設備	給を停止することで正圧になることを		
		i. 設置場所	防止する設計とする。④		④ (P3 ヘ)
		燃料加工建屋	a. 建屋排気設備		
		ii. 個数	建屋排気設備は、燃料加工建屋管理を持ているよう。		
		1 式□ (e) 窒素循環設備	理区域のうち工程室外の室の負圧維 持及び排気中に含まれる放射性物質		
		i. 窒素循環ダクト	何及い訴訟中に含まれる成別性物員 の除去を行い, 排気筒の排気口から		
		1. 至系循環グクト (i)設置場所	外部へ放出する設備である。		
		燃料加工建屋	b. 工程室排気設備		
		(ii)個数	工程室排気設備は、工程室の負圧		
		1式图	維持及び排気中に含まれる放射性物		
		ii. 窒素循環ファン	質の除去を行い, 排気筒の排気口か		
		(i) 設置場所	ら外部へ放出する設備である。◆		
		冷却機械室	c. グローブボックス排気設備		
		(ii) 個数	グローブボックス排気設備は,グ		
		2台(うち1台予備) 図	ローブボックス等の負圧維持並びに		
		Ⅲ. 窒素循環冷却機	オープンポートボックス及びフード		
		(i) 設置場所	の閉じ込めを維持するとともに排気		
		冷却機械室 (ii )個数	中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設備		
		(1) 個級 2台(うち1台予備) 🛭	である。◆		
		(f)排気筒	d. 給気設備		
		i. 設置場所	給気設備は、燃料加工建屋屋上の		
		燃料加工建屋地上1階屋外	外気取入口から外気を取り入れ、取		
		ii. 個数	り入れた空気中の塵埃を給気フィル		
		1 基口	タユニットによって除去した後に,		
		気体廃棄物の廃棄設備の配置図を	必要に応じて温度又は湿度を調整し		
		第5図に示す。また,気体廃棄物の	た後、燃料加工建屋の管理区域に供		
		廃棄設備の系統概要図を第 10 図に示	給する設備である。◆また、送風機		
		す。 9	には、予備機を設ける設計とする。		
		(0) 蕨菜版 の加州北上			
		(2)廃棄物の処理能力 ①排気能力	e. 窒素循環設備 窒素循環設備は, 窒素ガス設備か		
		建屋排風機,工程室排風機,グロー	全条循環設備は、全条ガス設備が ら供給された窒素ガスを窒素循環冷		
		ブボックス排風機の排気量の合計	却機で冷却し、窒素循環ファン及び		
		約 320000m3/h 图	窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グロ		
			ーブボックス(窒素循環型)内を循		
		②高性能エアフィルタの捕集効率	環させる設備である。◆		
		99.97%以上 (0.15μmDOP粒	窒素循環ファン及び窒素循環冷却		
		子) 图	機には、予備機を設ける設計とす		
			る。 Q, Q		
		(3) 排気口の位置	f. 排気筒		
		排気口は、燃料加工建屋の北東に	排気筒は、建屋排気設備、工程室		
		位置し、その地上高さは約 20m(標	排気設備及びグローブボックス排気		
		高約 75m) である。排気口の位置を	設備で処理した放射性気体廃棄物を		
		第2図に示す。	放出する設備である。◆		
			⑤試験・検査		
			気体廃棄物の廃棄設備の安全上重		
			要な施設の排風機及び高性能エアフィ		
			ルタは、必要に応じて試験及び検査が		
			できる設計とする。 ⑨		⑨ (P1 ~)

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (22 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			⑥評価		
			a. 放射性物質の放出低減		
			気体廃棄物の廃棄設備は, 管理区		
			域からの排気を高性能エアフィルタ		
			等でろ過することにより、排気の浄		
			化ができる。		
			b. 閉じ込め		
			気体廃棄物の廃棄設備は、放射性		
			物質を閉じ込めるため、グローブボ		
			ックス等及び管理区域を換気し,負		
			圧を維持する設計としているので汚		
			染の拡大を防止できる。⑧		® (P1 ∼)
			また,オープンポートボックス及		
			びフードは排気により開口部を所定		
			の風速以上に維持する設計としてい		
			るので汚染の拡大を防止できる。⑧		® (P1 ∼)
			安全上重要な施設の系統は、溶接		
			構造、逆止ダンパ等を適切に使用す		
			る設計としているので気体状の放射		
			性物質が漏えい及び逆流を防止でき		(D4 )
			<u>3.</u> 8		® (P1 ∼)
			c. 外部電源喪失		
			気体廃棄物の廃棄設備の安全上重		
			要な施設のグローブボックス排風機		
			は、非常用所内電源設備に接続する		
			設計としているので、外部電源喪失		
			時に閉じ込め機能を確保できる。⑩		① (P1 ~)
			d. 火災		(
			気体廃棄物の廃棄設備は、可能な		
			限り不燃性材料又は難燃性材料を使		
			用し,万一の火災に備え,火災区域		
			の耐火壁を貫通するダクトには、原		
			則として, 貫通部近傍に延焼防止ダ		
			ンパを設ける設計としているので,		
			火災の拡大を防止できる。 ⑪		① (P1 ~)
			e. 換気·空調		
			気体廃棄物の廃棄設備は,管理区		
			域の換気・空調を行える設計として		
			いるので、管理区域の負圧及び温湿		
			度を所定の条件に維持できる。		
			f . 共用		
			1. 共用 貯蔵容器搬送用洞道は, MOX燃		
			料加工施設境界の扉開放時には,M		
			OX燃料加工施設の気体廃棄物の廃		
			棄設備により負圧に維持する設計と		
			し、再処理施設境界の扉開放時に		
			は,再処理施設の気体廃棄物の廃棄		
			施設により貯蔵容器搬送用洞道を負		
			圧に維持する設計とすること、ま		
			た、MOX燃料加工施設境界の扉及		
			び再処理施設境界の扉は、同時に開		
			○ 11/C/エ/凹版パグピクロッフ/JF(は, IPJP) (□ I用		
			出しわい乳斗しナストレベ 井田戸		
			放しない設計とすることで, 共用に よってMOX燃料加工施設の安全性		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (23 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			⑦ 気体廃棄物の廃棄設備の主要な設		
			備の仕様 a. 建屋排気設備(設備能力 約19万		
			a. 建全排入設備(設備能力 形 19 力 m3/h)		
			(a) 建屋排気ダクト		
			i. 設置場所 燃料加工建屋		
			ii . 個数		
			1 式 (b) 建屋排気フィルタユニット		
			i. 設置場所		
			排気フィルタ第2室及び排気フィルタ第3室		
			ii . 個数		
			1 式 iii. フィルタ段数		
			高性能エアフィルタ2段		
			iv. 高性能エアフィルタの捕集効率		
			99.97%以上 (0.15 μ mD O P		
			粒子) (c)建屋排風機		
			i . 設置場所		
			排風機室 ii. 個数		
			3台(うち1台予備)		
			b. 工程室排気設備(設備能力 約8 万 m3/h)		
			(a) 工程室排気ダクト: ************************************		
			i. 設置場所 燃料加工建屋		
			ii. 個数 1式		
			(b) 工程室排気フィルタユニット		
			i. 設置場所 排気フィルタ第1室		
			ii . 個数		
			1 式 iii. フィルタ段数		
			高性能エアフィルタ2段		
			iv. 高性能エアフィルタの捕集効 <sup>薬</sup>		
			 99.97%以上 (0.15μmDOP粒		
			子) (c) 工程室排風機		
			i. 設置場所		
			排風機室 ii. 個数		
			2台(うち1台予備)		
			(d) 工程室排風機入口手動ダンパ i. 個数		
			2基		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (24 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			c. グローブボックス排気設備(設備		
			能力 約5万 m3/h) (a) グローブボックス排気ダクト		
			i. 設置場所		
			燃料加工建屋		
			ii. 個数		
			1式 (b) グローブボックス給気フィルタ		
			i. 設置場所		
			各グローブボックス給気口		
			ii . 個数		
			1式 (c) グローブボックス排気フィルタ		
			i. 設置場所		
			工程室内		
			ii. 個数		
			1 式 iii. フィルタ段数		
			高性能エアフィルタ1段又は2段		
			iv. 高性能エアフィルタの捕集効		
			率		
			99.97%以上 (0.15μmDOP粒子)		
			(d) グローブボックス排気フィルタ		
			ユニット		
			<ul><li>i. 設置場所</li><li>排気フィルタ第1室</li></ul>		
			非スノイルタ 弟 I 至 ii. 個数		
			1式		
			iii. フィルタ段数		
			高性能エアフィルタ2段 iv. 高性能エアフィルタの捕集効		
			率		
			99.97%以上 (0.15μmDΟP粒		
			子)		
			<ul><li>(e) グローブボックス排風機</li><li>i. 設置場所</li></ul>		
			排風機室		
			ii. 個数		
			2台(うち1台予備) (f) グローブボックス排風機入口手		
			動ダンパ		
			i . 個数		
			2基		
			d. 給気設備 (a) 設置場所		
			燃料加工建屋		
			(b) 個数		
			1式		
			e. 窒素循環設備(設備能力 約3万 m3/h)		
			(a) 窒素循環ダクト		
			i. 設置場所		
			燃料加工建屋		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条 (換気設備) (25 / 25)

技術其準規則	設丁認由請書 基本設計方針	事業変更許可由詩書 木文	事業変更許可由請書 添付書類五	<b>発電</b>	
技術基準規則	設工認申請書基本設計方針	事業変更許可申請書本文	事業変更許可申請書 添付書類五  ii. 個数     1式 (b) 窒素循環ファン     i. 設置場所     冷却機     i. 個数     2台(うち1台予備) (c) 窒素循環所     冷却機械室     ii. 個数     2台(うち1台予備)  f. 排気筒 (a) 設置場所     燃料加工建屋地上1階屋外 (b) 個数     1 基①	発電炉設工認 基本設計方針	備考

第二十	一三条(換気設備)		<u> </u>		
1. 技	<b>を術基準の条文,解釈への適合に関</b>	する考え方			
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方(理由)	項・号	解釈	添付書類
1	放射線障害を防止するために 必要な換気能力(負圧維持,送 排風機の起動順序)	技術基準の要求を受けている内容	1項1号 (10条1項3号) (10条1項6号)	_	a, b, c
2	放射線障害を防止するために 必要な換気能力(漏えいの拡大 防止,予備機切り替え)	技術基準の要求を受けている内容	1項1号 (10条1項4号)	_	a, b, c
3	放射線障害を防止するために 必要な換気能力 (気体廃棄物の 廃棄設備の設備構成)	技術基準の要求を受けている内容	1項1号	_	a, b, c
4	汚染された空気が逆流するお それがない構造(窒素ガス供給 の停止)	技術基準の要求を受けている内容	1項2号		a, b, c
(5)	汚染された空気が逆流するお それがない構造(換気設備の基 本構造)	技術基準の要求を受けている内容	1項2号 (10条1項1号)	_	a, b, c
6	ろ過装置の機能維持, 汚染の除 去又は取替え (汚染の除去)	技術基準の要求を受けている内容	1項3号		a, b, c
7	ろ過装置の機能維持,汚染の除 去又は取替え(フィルタの保守 性)	技術基準の要求を受けている内容	1項3号	_	a, b, c
8	閉じ込めに関する事項(第10条 共通事項)	換気設備の閉じ込めに関する設計 方針として記載する	(10条1項1号) (10条1項3号) (10条1項5号) (10条1項6号)		
9	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則 (第 14 条) に基づく 共通設計方針として考慮する事項	— (14条2項1号)	_	f
10	非常用電源設備に関する事項 (第24条共通事項)	換気設備の外部電源喪失に関する 設計方針として記載する	— (24条1項1号)	_	_
(1)	火災及び爆発の防止に関する 事項 (第11条共通事項)	換気設備の火災及び爆発防止に関 する設計方針として記載する	— (11条3項1号)	_	_
12	共用に関する事項 (第 14 条共 通事項)	換気設備の貯蔵容器搬送用洞道に 関する設計方針として記載する	— (14条1項1号)	_	_
2. 事	事業変更許可申請書の本文のうち,	基本設計方針に記載しないことの考	え方		
No.	項目	考え方			添付書類
Ī	核燃料物質等の閉じ込めに関 する設計	核燃料物質等の閉じ込めに関する記込めの機能に関する事項であるための機能」の基本設計方針で記載する	), 第 10 条 「閉		_

### 設工認申請書 各条文の設計の考え方

_					
2	グローブボックス等の負圧維	グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計に ついては、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第	_		
	持及び密閉に関する設計	10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。			
		核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉			
3	核燃料物質等の漏えい防止に	じ込めの機能に関する事項であるため,第10条「閉じ込	_		
	関する設計	めの機能」の基本設計方針で記載する。			
		安全上重要な施設のグローブボックス等における, クレ			
4	クレーン等の損壊に伴う飛散	ーン等の損壊に伴う飛散物の落下防止に関する設計事項	_		
	物の落下防止に関する設計	であるため、第14条「安全機能を有する施設」の基本設			
		計方針で記載する。			
	放射性物質の除去及び管理放	放射性物質の除去及び管理放出に関する設計について			
5	出に関する設計	は、廃棄施設に関する事項であるため、第20条「廃棄施	_		
	P4(-1)() ( P(1)	設」の基本設計方針で記載する。			
		排気筒の排気口に関する設計については、廃棄施設に関			
6	排気筒の排気口に関する設計	する事項であるため,第20条「廃棄施設」の基本設計方			
		針で記載する。			
7	重複記載	重複する箇所をすでに記載しているため、記載しない。	_		
8	設備仕様	仕様表にて記載する。	d		
9	気体廃棄物の廃棄設備の系統	添付書類「系統図」または「配置図」に記載する。	c, g		
	気体廃棄物の廃棄施設の設備	気体廃棄物の廃棄施設の設備構成を示すものであり、廃			
10	構成	棄施設に関する事項であるため、第20条「廃棄施設」の	_		
		基本設計方針で記載する。			
	1	基本設計方針に記載しないことの考え方			
3.事 No.	 	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方	添付書類		
No.	1	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ	添付書類		
	項目	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ 込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込め	添付書類		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関す	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ 込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込め の機能」の基本設計方針で記載する。	添付書類		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関す	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ 込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込め の機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計に	添付書類		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関す る設計	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ 込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込め の機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計に ついては、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第	添付書類 — —		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関す る設計 グローブボックス等の負圧維	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ 込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込め の機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計に ついては、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第 10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。	添付書類		
No	項目 核燃料物質の閉じ込めに関す る設計 グローブボックス等の負圧維	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ 込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込め の機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計に ついては、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第 10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉	添付書類 — —		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関する設計 グローブボックス等の負圧維 持及び密閉に関する設計	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ 込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込め の機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計に ついては、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第 10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉 じ込めの機能に関する表計については、閉 じ込めの機能に関する表計については、閉 じ込めの機能に関する表計については、閉	添付書類 — — —		
No	項目 核燃料物質の閉じ込めに関する設計 グローブボックス等の負圧維 持及び密閉に関する設計 核燃料物質等の漏えい防止に	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。	添付書類  一  一		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関する設計 グローブボックス等の負圧維 持及び密閉に関する設計 核燃料物質等の漏えい防止に	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉じ	添付書類		
No	項目 核燃料物質の閉じ込めに関する設計 グローブボックス等の負圧維 持及び密閉に関する設計 核燃料物質等の漏えい防止に 関する設計	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ 込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込め の機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計に ついては、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第 10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉 じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込 めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込 めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉 じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込 めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込め	添付書類		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関する設計 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計 核燃料物質等の遊流防止に関	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ 込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込め の機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計に ついては、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第 10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉 じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込 めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉 じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込 めの機能」の基本設計方針で記載する。	添付書類		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関する設計 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計 核燃料物質等の逆流防止に関する設計	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 火災の拡大防止に関する設計については、火災等による	添付書類 — — — — —		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関する設計 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計 核燃料物質等の遊流防止に関	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 大災の拡大防止に関する設計については、火災等による 損傷の防止に関する事項であるため、第10条「閉じ込め	添付書類  一  一  一		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関する設計 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計 核燃料物質等の逆流防止に関する設計	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 火災の拡大防止に関する設計については、火災等による損傷の防止に関する事項であるため、第11条「火災等による損傷の防止に関する事項であるため、第11条「火災等による損傷の防止」の基本設計方針で記載する。	添付書類		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関する設計 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計 核燃料物質等の逆流防止に関する設計	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 校燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 火災の拡大防止に関する設計については、火災等による 損傷の防止に関する事項であるため、第11条「火災等による損傷の防止」の基本設計方針で記載する。	添付書類  一  一  一  一  一  一  一  一  一  一  一  一  一		
No.	項目 核燃料物質の閉じ込めに関する設計 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計 核燃料物質等の逆流防止に関する設計  ・ 大災の拡大防止に関する設計	基本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 核燃料物質等の閉じ込めに関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 グローブボックス等の負圧維持及び密閉に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の漏えい防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 核燃料物質等の逆流防止に関する設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の基本設計方針で記載する。 火災の拡大防止に関する設計については、火災等による損傷の防止に関する事項であるため、第11条「火災等による損傷の防止に関する事項であるため、第11条「火災等による損傷の防止」の基本設計方針で記載する。	添付書類		

#### 設工認申請書 各条文の設計の考え方

		中請書 谷余乂の設計の考え方	
		計方針で記載する。	
	搬送装置の構造又は機構に関	搬送装置の構造又は機構に関する設計については、搬送	
∜	版と表直の構造又は機構に関する設計	設備に関する事項であるため、第16条「搬送設備」の基	_
	9 公政司	本設計方針で記載する。	
	放射性物質の除去及び管理放	放射性物質の除去及び管理放出に関する設計について	
8	放射性物質の原子及の管理放 出に関する設計	は,廃棄施設に関する事項であるため,第20条「廃棄施	
	山に関する政司	設」の基本設計方針で記載する。	
	核燃料物質等の汚染の防止に	核燃料物質等の汚染の防止に関する設計については、汚	
<b>%</b>	核燃料物質等の存集の例面に 関する設計	染の防止に関する事項であるため,第21条「汚染の防止」	
		の基本設計方針で記載する。	
	北常田正内電源記供に関する	非常用所内電源設備に関する設計については、非常用電	
10	非常用所内電源設備に関する	源設備に関する事項であるため,第24条「非常用電源設	
	設計	備」の基本設計方針で記載する。	
₹}	重複記載	重複する箇所をすでに記載しているため、記載しない。	_
		個別設計に関する内容は、添付書類「加工施設の閉じ込	
\$3	個別具体設計	めの機能に関する説明書」にて示すため、基本設計方針	b
		に記載しない。	
<i>₹</i> 3	事業許可基準規則の適合性	事業許可基準規則への適合性であり、本条文に記載しな	
4.9	尹未計り基毕成則(/) 週 古 住	l Vo	_
<b>13</b>	フィルタ構造	構造図にて記載する。	е
<b>1</b> 5	設備仕様	仕様表にて記載する。	d
		塗布範囲は,10条(閉じ込めの機能)の添付書類の仕様	
16	管理区域内の塗布範囲	表および配置図にて示すため、基本設計方針には記載し	b
		ない。	
4. 溺	后付書類等		
No.		書類名	
a	V-1-1-3 設備別記載事項の	設定根拠に関する説明書	
b	V-1-1-2 加工施設の閉じ込	めの機能に関する説明書	
С	V-2-3 系統図		
d	仕様表		
е	V-2-5 構造図		
r	V-1-1-4 安全機能を有する	る施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下におけ	ける健全性
f	に関する説明書		
g	V-2-4 配置図		

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開 基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開 (第23条 換気設備)

																	·
項目番号		要求種別	主な設備 原	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備		回申請 本人+***	Self-white in the first A solid	** DE 41 &	申請対象設備	第2回 申請対象設備		No. 6.1. eth-size	or Complete to a visit of models
1	類	全 冒頭宣言 一	基本方針	針	-	第10条,第11条,第14条及び第24条にて整理する。		(2項変要①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	(2項変更②)	(1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載 第10条、第11条、第14条及び第24 条にて整理する。
2	換気設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気 設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。		設備 、ツクス排気設備 設計方針		3.13 フィルタ	○ファンの換気能力に係る以下の設計方針につ			_	_	_	0 -		お気ブイルタユニット は連絡 使力イルタユニット を登録機関フィルタユニット 生態が表現 工程を終めま プロープボックス検索フィルタ グロープボックス検索フィルタ グロープボックス検索フィルタ グロープボックス検索フィルタ がローブボックス検索フィルタ は を が は で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	_	3.13 フィルタ V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の	【3.12 換気設備】  ○換気設備を構成する機器・設備  ○換気設備を構成する機器・設備  に係る以下の設計方針について, 認明する。  ・換気設備は、グローブボックス。  接気設備は、紅電が製造備、建築競権機 建筑設備、熱気設備及び窒素循環 設備で構成する。  ・換気設備は、核影料物質等が漏 のえいしにくく、かつ逆流しにくい
3	連屈排気設備, 工程室排気設備, グローブボックス排気設備, 給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋内に収納する設計とする。	給気設備 連星排収設備 正程室サ火設保 グローブボック 第室業循環設備	設備 、ックス排気設備 設計方針	7針(系統構成)		いて、説明する。 ・換気配の各排風機は、燃料加工建屋、工程 室及びグローブボックス等を負圧に維持するために必要な換気能力(容量)を有する設計とする。 〇負圧順序に係る以下の設計方針について、説明する。 ・負圧順序は、負圧が深い方からグローブボックス等、工程室排気設備で換気を行う金、燃料加工建屋の順になるようにし、核燃料物質等の調えいの拡大を防止する設計とする。					_	0 -		設定の 対象を 対象と 対象と は最終をフィルタユニット ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	-	下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6. 4 核燃料物質の貯蔵施設	書 構造とする。 ○ファンの換気能力に係る以下の設計方針について、説明する。 ・換気設備の各排風機は、燃料加 工建風、工建風、工程を及びゲローブボックス等を負圧に維持するために必要な換気能 計とする。 ○負圧順序に係る以下の設計方針について、説明する。
4	(a) グローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能 を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下、 「グローブボックス等」という。)は、グローブボックス排気設備と 組み合わせ、負圧を維持することで、核燃料物質等の漏えいを防止す る設計とする。		ックス排気設備 設計方針	7針(負圧順序)		・外部電源喪失時においてもグローブボックス 採気電偏の運転によりグローブボックス等及び 工程室の負圧を維持する設計とする。 【3.13フィルタ】 〇フィルタに係る以下の設計方針について、説明する。 ・通常時及び設計基準事故時における、高性能 エアフィルタによる周辺環境に放出される核燃料物質等の除去 ・通常時及び設計基準事故時における工程室内			_	-	_	0 -		グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排風機 主配管	_		・負圧順序は、負圧が深い方から グローブボックス等、工程金排失 設備で換気を行う室、燃料加工建 風の順になるようにとし、核燃料物 野等の漏えいの拡大を助けする数 計とする。 サトンボックス排気設備の運転に レーブボックス排気設備の運転に まりダローブボックス等及び工程 室の負圧を維持する設計とする。
5	(b) 工程室は、工程室排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで 核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	で 機能要求① 工程室排気設備	身備 設計方針	7針(負圧順序)		・ 通信が及び取引 金半年取場におりる工程呈行 への核燃料物質等の逆流防止 なお、高性能エアフィルタの捕集効率及び段数 については、流付 V-1-3 廃棄施設に関する説 閉書にて説明する。					-	0 -		工程室排気フィルタユニット 工程室排風機 主配管	_		【3.13フィルタ】 ○フィルタに係る以下の設計方針 について、説明する。 ・通常時及び設計基準事故時にお
6	(c) 燃料加工建屋は、建屋排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求① 建屋排気設備	前 設計方針	7針(負圧順序)		【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性に関する説明書】				-		0 -		建屋排気フィルタユニット 建屋排風機 主配管	_	]	ける、高性能エアフィルタによる 周辺環境に放出される核燃料物質 等の除去 ・通常時及び設計基準事故時にお
7	グローブボックス排気設備。工程室排気設備及び建屋排気設備の排風機は、グローブボックス等、工程室及び燃料加工建屋の負圧維持に必要な換気能力を有する設計とする。	機能要求② 工程室排気設備		7針(ファン容量)		【6.4 核燃料物質の貯蔵施設】 ・核燃料物質の貯蔵施設は、核燃料物質の崩壊 熱を適切に除去するため、建屋換気設備又はグローブボックス排気設備を設ける設計とする。			-	-	-	0 -		建屋排風機 工程室排風機 グローブボックス排風機	(排風機) ·容量		ける工程室内への核燃料物質等の 逆流防止 なお、高性能エアフィルタの捕集 効率及び段数については、添付V -1-3 廃棄施設に関する説明書に
8	建屋排気設備及びグローブボックス排気設備は、燃料集合体貯蔵設備 等の崩壊熱を適切に除去できる設計とする。	機能要求① 建屋排気設備グローブボック	と備 設計方針 関する設計	5針 (崩壊熱除去に 5設計)	2					-		0 -		建屋排気設備 グローブボックス排気設備	_		て説明する。 【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】
9	換気設備は、排気ダクトをフランジ又は溶接で接続する構造とし、高 性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンパを設けることにより、核燃 料物質等が漏えいしにくく、かつ逆流しにくい設計とする。	<ul> <li>上程至併及取作</li> </ul>	(設備 パックス排気設備 設計方針	7針(系統構成)			_		-	-	-	0 -		建屋排気フィルタユニット 建屋排風機 工程室排気機 フローブボックス終気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタ	-		主任に関する設計が質の貯蔵施設 信。4 核燃料物質の貯蔵施設は、核燃 料物質の耐寒を適切に除たまする ため、建屋検気影像又はグローブ ボックス排気設備を設ける設計と する。

建屋排気アイルタユニット
建配排風機アイルタユニット
工程監排風機アイルタユニット
工程監排風機クス約気アイルタ グローブボックス接気アイルタ グローブボックス接気アイルタ グローブボックス排気アイルタニット グローブボックス排風機 主配管

_			1		第3日	回申請					第4日	11申請		
項目 番号		要求種別	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	換気設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目 の 4. 間じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「8. 1安全 機能を有する施設」に基づくものとする。 また、機気設備の外部電源喪失に係る設計方針については、第2章 個 別項目の「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	換気設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備, 建屋排気 設備, 給気設備, 窒素循環設備及び排気筒で構成する。	設置要求機能要求①	_	_	_	-	_	-	-	-	_	-	-	-
3	建量排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び蛍素循環設備は燃料加工建屋内に収納する設計とする。	設置要求	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
4	(a) グローブボックス又はグローブボックスと同等の間じ込め機能を有する途結が、スタック乾燥装度及び小規模統結処理装置(以下、「グローブボックス等」という。)は、グローブボックス等」という。)は、グローブボックス特別設備と対象が最大の場合を表現な合わせ、負圧を維持することで、核燃料物質等の漏えいを防止する設計とする。	機能要求①	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
5	(b) 工程室は、工程室排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで 核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_
6	(c) 燃料加工建屋は、建屋排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_
7	グローブボックス排気設備。工程含排気設備及び建屋排気設備の排風 機は、グローブボックス等、工程室及び燃料加工建屋の負圧維持に必 要な換気能力を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	_
8	建屋排気設備及びグローブボックス排気設備は,燃料集合体貯蔵設備 等の崩壊熱を適切に除去できる設計とする。	機能要求①												
9	換気設備は、排気ダクトをフランジ又は溶接で接続する構造とし、高 性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンバを設けることにより、核燃 料物質等が漏えいしにくく、かつ逆流しにくい設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

								第1[	回申請				第2回	印譜		
番号	基本設計方針	要求種別 主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
	スの給気口には、高性能エアフィルタを設置し、グ 内の核燃料物質等が室内に溜えいしにくい設計とす	設置要求 機能要求① 機能要求②	設計方針(系統構成) 設計方針(フィルタ効 率)		[3,12 換気設備] の換気配色体限かる機器・設備に係る以下の 設計方針について、認明する。 ・換気設備は、核燃料物質等が漏えいしにく く、かつ逆流しにくい構造とする。 [3,13フィルク] (フィルクに係る以下の設計方針について、説明する。 ・通常時及び設計基準率放時における、高性能 エアフィルクによる周辺環境に放出される様態 井物質等の近常地質率が進歩い ・通常時及び設計基準本放時における工程室が ・通常時及び設計基準本放時における工程室が ・通常時及び設計基準本放時における工程室が ・通常時及び設計基準本放時における工程室が ・通常時及び設計基準本放時における工程室が の核燃料物質等の逆流地 なお、高性能エアフィルタの捕集効率及び設地 については、第付V-1-3 廃棄施設に関する説明書にて説明する。		-	-	_	-	0	-	グローブボックス給気フィルタ	〈フィルタ〉 ・効率	V-1-1-2 加工監視の閉じ込めの機能に関す る説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 12 換気設備 3. 12 7 4 ルク	(3.12 換気設備)  (2.6 換気設備)  (2.6 会以下の設計方針について、設別する。 ・換気設備は、核放料物質等が温 えいしにく、かつ逆流しにくい 構造とする。  (3.13フィルク)  (4.13フィルク)  (5.13フィルク)  (5.13フィルク)  (6.13フィルク)  (7.13 所性能エアフィルクの権集  なお、高性能エアフィルクの権集  なお、高性能エアフィルクの権集  なお、高性能エアフィルクの権集  なお、高性能エアフィルクの権集  なお、高性能エアフィルクの権集  なお、高性能エアフィルクの権集  で説明する。
機並びに給気設( 11 機,建屋排風機, 工程室,グロー	ス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備の排風 備の送風機は、グローブボックス排風機、工程室排風 、送風機の順で起動する機構を設け、燃料加工建屋、 ブボックス等の順に負圧を低くすることにより、核燃 いの拡大を防止する設計とする。	給気設備 速屋接気設備 工程室排気設備 エローブボックス排気 業業循環設備	設計方針 (起動順序)	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 12 換気設備	【V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に 関する説明書 【3.12 換気設備】 ○ファンの起動順件に係る以下の設計方針について、説明する。 ・グローブボックス排風機、工程室排風機、退 建排風機、送風機の順で起動する機構を設ける 設計とし、室業指環ファンは、グローブボック ス排風機の運転後に起動する設計とせる。	_	-	-	_	-	0	_	送風機 矮屋排風機 大型電排風機 グローブボックス排風機 窒素循環ファン 主配管	_	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関す る説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【3.12 換気設備】 ○ファンの起動順序に係る以下の 設計方針について、説明する。 ・グローブボックス排風機,工程 室排風機,送風機の 順で起動する機構を設ける設計と し、窒素循環ファンは、グローブ
なお, 窒素循環 運転後に起動する	設備の変素循環ファンは、グローブボックス排風機の る機構を設ける設計とする。	給気設備 速屋排気設備 工程室排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気i 業業循環設備	設計方針(起動順序)			_	-	_	_	-	0	_	送風機 建屋排風機 建屋排風機 グローブボックス排風機 窒素循環ファン 主配管	_		ボックス排風機の運転後に起動する設計とする。
13 負圧が浅くなっ7	素雰囲気で運転する窒素雰囲気型グローブボックスの た場合、自動的にグローブボックスへの窒素ガス供給 で正正になることを助止する設計とする。	機能要水① 室素循環設備	設計方針(系統構成)	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 12 換気設備	【3.12 換気設備】 の換気設備を構成する機器・設備に係る以下の 設計方針について、説明する。 ・換気設備は、核燃料物質等が漏えいしにく く、かつ逆流しにくい構造とする。	_	-	-	_	-	0	_	窒素循環冷却機 窒素循環ファン	_	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関す る説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【3.12 換気設備】 ○換気取備を構成する機器・設備 に係る以下の設計方針について、 説明する。 ・換気設備は、核燃料物質等が漏 えいしにくく、かつ逆流しにくい 構造とする。
14 風機及び建屋排気	機、グローブボックス排気設備、工程室排気設備の排 気設備の排風機の排風機には、予備機を設け、故障し 的に予備機に切り替わる設計とする。	結気設備 機能要求① 工程金排気設備 プローブポックス排気i	設計 ケ針(子備機切り え機能)	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備】 (3.12 換気設備】 (ファンの予備機関り替え機能に係る以下の部計方針について、説明する。 ・管理区域に、ガローブボックス排気設備。1 程室排気設備法で球尾排気設備によって排気することにより自兵に維持する設計とし、フンが放降した場合には自動的に予備機に切り替える設計ととする。	k .	-	-	-	-	0	-	送風機 建屋排風機 工程室排風機 グローブボックス排風機	-	V-1-1-2 加工協設の閉じ込めの機能に関す る説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【V-1-1-2 加工施設の閉じ 込めの機能に関する説明書】 【3.12 検弦配信】 〇ファンの予機機切り替え機能に 例を設定の設計方針について、説明する。 ・管理区域は、グローブボックス。 ・管理区域は、グローブボックス。 展排突配備、工程室排金では長いでは、 度が設備によって排突すること により負圧に持ちる設計とする。 「子価機に切り替わる設計とする。
15 のフィルタについ	ボックス排気設備, 工程窓排気設備及び建屋排気設備 いては、取替えに必要な空間を設けるとともに、保守 造とすることにより、取替えが容易な設計とする。	機能要求①	設計方針 (試験・検査 性)	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 12 換気設備	【3.12 換気設備】 の換気設備を構成する機器・設備に係る以下の設計方針について、説明する。 ・範型高性能エアフィルタ及びフィルタユニートを容易に交換できるよう、取替えに必要を設けるとともに、取替えが容易な設計とする。		-	-	-	-	0	-	グローブボックス給気フィルタ グローブボックス換気フィルタ 建屋排気フィルタニット 圧程維集フィルタユニット グローブボックス排気フィルタユ ニット	_	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関す る説明番 3. 施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	(3.12 換気影像) (3.12 換気影像) に係る以下の設計方針について、 説明する。 ・新型高性能エアフィルタ及び フィルタユニットを移馬に交換で さるよう、取替えば必要な必要 設計さとともに、取替えが容易な 設計とする。

					第3回	1由號			1		第4回申請					
項目 番号	基本設計方針	要求種別	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
10	グローブボックスの給気口には、高性能エアフィルタを設置し、グローブボックス内の核燃料物質等が室内に漏えいしにくい設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-		
11	グローブボックス排気設備,工程室排気設備及び建屋排気設備の排風機速びに給気設備の透風機は、グローブボックス排風機、 理量排風機、透風機の順で起動する機構を設け、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くすることにより、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求①	_	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-		
12	なお、窒素循環設備の窒素循環ファンは、グローブボックス排風機の 運転後に起動する機構を設ける設計とする。	機能要求①		-	-	-	_	_	-	-	-	-	_	_		
13	換気設備は、窒素雰囲気で運転する窒素雰囲気型グローブポックスの 負圧が茂くなった場合、自動的にグローブポックスへの窒素ガス供給 を停止することで正圧になることを防止する設計とする。	機能要求①		-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-		
14	給気設備の送風機、グローブボックス排気設備、工税玄排気設備の排 風機及び球屋排気設備の排風機や排風機には、予備機を設け、故障し た場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。	機能要求①	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
15	また、グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備 のフィルタについては、取替えに必要な空間を設けるとともに、保守 性を考慮した構造とすることにより、取替えが容易な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	_	-	-	<b>一</b>	-	-	-		

凡例 ・ | 説明対象」について ○ 当該申請回次で所規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目 ム | 当該申請回次以前から記載しており,記載内容に変更がない項目 - : 当該申請回次で記載しない項目

# 基本設計方針の添付書類への展開

注:本別紙は、追而とする。

# 添付書類の発電炉との比較

注:本別紙は、追而とする。

# 補足説明すべき項目の抽出

注:本別紙は、追而とする。

# 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。